

### ( 1 ) 個体登録に係る現地調査

本会が定める日までにトレサ情報の利用による個体識別措置が困難な場合、本会または事務委託先は、速やかに、現地調査要領に基づき、肉用子牛の飼養場所において、原則として契約生産者本人が立会いの上、次の事項(個体登録に係る現地調査チェックリスト)を確認する。

#### 個体登録に係る現地調査チェックリスト

確認事項	確認方法	確認結果
個体識別番号	個体登録申込書に記載された個体識別番号と肉用子牛の耳標の個体識別番号が一致するか目視により確認	
生年月日	本会が定める生年月日を証する書類の確認及び肉用子牛の目視による体寸法等の確認	
性別	本会が定める性別を証する書類の確認及び目視による肉用子牛の外部生殖器等の確認	
種別(品種)	本会が定める種別を証する書類の確認及び肉用子牛の目視による確認。ただし、書類がないホルスタイン種及びホルスタインを母とする交雑種については、本会が定める種別の判定基準に基づき判定	
乳用種雌子牛	物理的肥育仕向け措置が実施された場合は、正常乳頭が2本以上切除(結紮、薬剤等による除去を含む。)されたことを目視により確認	

#### ( 注意事項 )

- 1 . 現地調査の結果、個体登録申込書の記載内容・添付資料等と齟齬があった場合は、契約生産者に同申込書の記載内容を適正に改めてもらうこと
- 2 . トレサ法に基づく出生の届出が行われていない場合は、契約生産者に対し、家畜改良センターに速やかに届出をするよう指導するとともに、後日、トレサ情報と個体登録申込書の内容と照合すること
- 3 . 事務委託先は、現地調査の実施状況を業務日誌等(事務委託先の巡回日報等への記入で可)に記録し、保管しておくこと。

( 2 ) 保留確認に係る現地調査

契約生産者から保留確認の申出があった契約肉用子牛が満 12 ヶ月齢に達した場合、本会または事務委託先は、速やかに、現地調査要領に基づき、肉用子牛の飼養場所において、原則として契約生産者本人が立会いの上、次の事項( 保留確認に係る現地調査チェックリスト )を確認する。

保留確認に係る現地調査チェックリスト

確認事項	確認方法	確認結果
個体識別番号	保留確認申出書に記載された個体識別番号と肉用子牛の耳標の個体識別番号が一致するか目視により確認	
満 12 ヶ月齢に達したこと及び満 12 ヶ月齢に達した日	契約生産三者が保管している肉用子牛在庫台帳ほか関係書類により、契約肉用子牛が満 12 ヶ月齢に達したこと、満 12 ヶ月齢に達した日を確認	
契約生産者が現に飼養していること	契約生産者の牛舎等( 飼養場所 )において、契約肉用子牛が現に飼養されていることを確認するとともに、当該契約生産者が保管している肉用子牛在庫台帳ほか関係書類により、保留確認を申し出た契約生産者の飼養であることを確認	

( 注意事項 )

- 1 . 現地調査の結果、保留確認申出書の記載内容と齟齬があった場合は、契約生産者に同申出書の記載内容を適正に改めてもらうこと
- 2 . 事務委託先は、現地調査の実施状況を業務日誌等( 事務委託先の巡回日報等への記入で可 )に記録し、保存しておくこと。
- 3 . 保留の確認対象である肉用子牛が満 12 ヶ月齢に達した後、現地調査までの間に死亡、盗難等の発生した場合は、次の( 1 ) ~ ( 3 )の要件を全て満たしていれば、保留を確認したこととみなして取り扱えることに注意すること。

- ( 1 ) 肉用子牛の死亡等が発生した日より前に、契約生産者から当該肉用子牛の保留確認の申出がなされていること
- ( 2 ) 契約生産者から、当該死亡等に係る肉用子牛が確実に満 12 ヶ月齢に達していた事実を確認できる書類( 獣医師による死亡診断書・検案書、死亡牛処理整理票、遺失・盗難証明書等 )が提出されていること
- ( 3 ) トレサ情報が利用できる場合は、指定協会がトレサ情報により異動日( 死亡日等 )を確認すること